６　国の動き

中期的な財政運営に関する検討会　論点整理のポイント

Ⅰ　基本的な考え方

～正直を第一として慎重な経済見通しを前提に～

国民は、政府が雇用や社会保障等、国民の安全網（セーフティーネット）を確保することをより一層求めている。政府がその役割を果たしていくためには、財政健全化は不可欠であり、これが人々の将来への不安を解消し、経済成長への足がかりともなる。

財政再建プランは、慎重な経済見通しを前提とする。正直を第一とし、国の会計間の資金移転や赤字の付け替え等に依存した財政運営を行うことは厳に慎む。また、財政ルールへの強い遵守姿勢（コミットメント）を確保すると共に、景気変動に対する柔軟性の仕組みもルールの中に織り込む。

Ⅱ　財政運営戦略のイメージ

～収支（フロー）と残高（ストック）の両方の目標を設定～

＜財政健全化目標＞

例えば下記のような段階的な目標を設定。中長期の財政健全化目標は、国のみならず国・地方を対象とする。

目標／中間目標（例）	達成目標時期
④公的債務残高の対ＧＤＰ比を安定的に縮減させる。（ストック目標） ＝所要のプライマリー･バランス黒字を達成。（フロー目標）	○○年度
③プライマリー・バランスの均衡を達成。	○○年度
②プライマリー･バランス赤字（対ＧＤＰ比 or 金額）を半減。	○○年度
①2011～13 年度の３年間において、後述のような中期財政フレームを設定。	（2013 年度）

（注）フロー目標については、プライマリー・バランスに代えて財政収支を用いることも考えられる。（例えばＥＵは財政収支赤字の対ＧＤＰ比▲３％以内が基準。）

＜財政運営ルール＞

財政健全化目標を確実に達成するため、以下のような財政運営ルールを組み合わせていくことが考えられる。

① 政治主導・トップダウン型の新たな予算編成方式

② ペイアズユーゴー原則：恒久的な歳出増又は減税は、恒久的な歳出削減又は歳入確保により、見合いの財源を確保。

③ 財政赤字（又は構造的財政赤字）縮減ルール：目標達成に向けた期間中、財政赤字（又は景気循環要因を除いた「構造的財政赤字」）を一定割合改善。

Ⅲ　中期財政フレームのイメージ

～歳出の大枠について拘束力を持ち、枠内の配分には弾力性を～

中期財政フレームは、向こう３年間（当初は平成 23～25 年度）の歳出の大枠について拘束力を持ち、これに沿って各年度の具体的な概算要求及び予算編成を行うものとする。

マクロの総枠の拘束力と、ミクロの配分の弾力性の融合が重要。最低限、「ペイアズユーゴー」の原則を採り入れ、社会保障を含む政策的経費についての恒久的な歳出増は、恒久的な歳出削減又は税制措置によって賄うといったことを検討すべき。

歯止めのない国債発行額増加の抑制へ向けた、政府の強いコミットメントを示すべきである。

Ⅳ　その他

国民に必要な公共サービスを確保していくため、可能な限りの歳出改革に加え、税制の抜本改革を実現していくための本格的な議論を進めるべき。

財政健全化は国民共通の、長期間にわたる課題であり、党派を超えた取組が行われることが望まれる。

以　上

平成 22 年４月６日

中期的な財政運営に関する検討会　論点整理

この論点整理は、検討会における有識者メンバーの主要な意見をまとめたものである。政府はこの意見を踏まえて、中期財政フレーム及び財政運営戦略を具体化することとする。

Ⅰ　基本的な考え方

１．なぜ財政健全化が必要なのか

（１）我が国の経済は、90 年代初頭のバブル崩壊以降、伸び悩む状態が続き、少子高齢化が進展する中、これまで家族や企業が提供してきた生活のセーフティーネットにほころびが生じてきている。国民は今後の生活に不安を抱き、それがさらに消費を抑制し経済を冷え込ませるという悪循環に陥っている。こうした局面を打開して、安定的かつ持続的な経済成長を実現し、国民生活の質を高めていくことが、我が国の喫緊の課題である。新政権の下、国民的な観点から、行政刷新の取組や「新しい公共」の構築等を通じた政府の役割の見直しを進めていくこととしているが、それでもなお、社会構造の変化に伴い、雇用や社会保障など、国民生活のセーフティーネットを確保していくための政府の役割は今後も一層増大していく。

（２）今後、政府が年金、医療、介護、教育等、国民のために必要な公共サービスを提供していくためには、そのための財政の裏付けがなければならない。しかし、我が国の財政は史上最悪の状況となっており、さらに急速に悪化を続けている。今後も悪化を続ければ、借金の利払費がさらに増大し、必要な公共サービスに振り向けるための財源が圧迫され、やがては政府自体が活動できなくなる。政府が、国民の求める役割を果たすためには、財政が健全に機能しなければならない。他方、苦しい道のりではあっても持続可能な財政を実現すれば、国民の安心を確保し、新たな成長につなげる道が開かれる。財政健全化は、他の誰のためでもなく、国民のために必要なのである。

（３）我が国の財政は、一段と厳しさを増している。平成 22 年度予算においては、戦後初めて当初予算で税収が公債発行額を下回り、平成 22 年度末において、国及び地方の長期債務残高は GDP の 181%に達する見込である。しかも、我が国の財政赤字については、景気の低迷による税収の一時的な減少を差し引いても、増大を続ける社会保障をはじめとする公共サービスへの支出が収入を大きく上回る状態が恒常的に続いており、構造的なものがある。これまでの政治・行政が、必要な歳出・歳入改革を怠り、こうし

た状況を作り出してきたことは猛省されなければならない。しかし、新政権の下、政治・行政を含めた現世代の国民全体が、なおも必要な改革を先送りし続ければ、そのツケは、何ら責任のない将来世代が負うことになることを自覚しなければならない。

（４）我が国の国債金利はいまだに低いが、これはデフレをはじめとした内外の様々な経済要因に基づく一時的なものであり、長く続く保証はない。また、我が国の国債消化は、豊富な家計金融資産に支えられてきたが、既に一般政府総債務残高は家計金融純資産額とほぼ拮抗しており、国内の消化余力にも限界がある。経済・財政の改善のないまま、国債金利が上昇すれば、財政は一挙に破綻へと向かうおそれがある。デフレの克服と景気回復、新成長戦略の実行が喫緊の課題であることは論を待たないが、財政健全化への取組もまた、時間との戦いであることを認識する必要がある。

２．諸外国の取組

（１）財政健全化の重要性は、国際的にも強く意識されている。現在、OECD 加盟国 30 カ国のうち、日本を除くほとんど全ての国が、何らかの財政再建目標を有している。世界的な金融危機の影響下にあっても、他の主要先進国は全て、危機からの出口を見据えた中期的な財政健全化計画を策定している。

（２）また、90 年代以降、多くの OECD 諸国において、中長期の視野を取り入れた財政運営ルールや、複数年度にわたり支出をコントロールする中期的な財政フレームを導入することにより、財政規律の確保を図っている。財政健全化は容易な課題ではないが、これまでの OECD 諸国の経験を比較分析すると、共通した取組が見られる。何よりも政府が財政規律に強くコミットすることが重要であり、また、財政健全化に成功した国においては、透明性・アカウンタビリティを重視した財政運営のフレームワークなどが導入されている。諸外国の経験に照らせば、財政健全化のためには、目標を導入しただけでは不十分であり、景気循環などの影響を考慮しつつ、実効性ある目標達成メカニズムが必要である。

３．我が国において求められる取組

（１）新政権は、過去に累積されてきた借金の元利返済を前提としつつ、今後の社会保障をはじめとする公共サービスの基盤を確保していくため、政府の役割を問い直しながら、持続可能な財政を実現しなければならない。

（２）生活のセーフティーネットの未整備が人々の不安の大きな要因であり、しっかりと財源を手当てしつつ、持続的な社会保障制度改革を打ち出すこと

は、人々の不安を解消し消費を刺激することにより、経済成長への大きな足がかりともなる。

（３）諸外国の取組も踏まえれば、現時点において中長期の財政再建プランを策定することは、決して早すぎない。デフレ脱却と景気回復に取り組む中で、タイミングを見極め迅速に財政健全化への取組を実施できるよう、出口戦略を今こそ用意しておく必要があり、それが国債金利へのプレミアム（リスクに応じた追加金利）増大の芽を摘むことになる。

（４）我が国においても、これまで幾度となく財政健全化に向けた取組が行われながら、失敗に終わってきた。それを再び繰り返さないためには、過去の失敗を真摯に反省しなければならない。財政再建プランを策定する際に重要なのは、プルーデント（慎重）な経済見通しを前提とすることである。これまで我が国で財政健全化がうまくいかなかった大きな理由には、楽観的な経済見通しを前提とし、必要な歳出削減や歳入改革について、正直なことを国民に伝えず、政府の責務を小さくしようとしてきたことがある。

（５）新政権における財政健全化への取組は、何よりもまず、現実を隠さず、正直であることを第一とすべきである。外国においても、厳しい財政ルールを導入しながら、会計上の操作でそれを回避しようとする例が見られ、ギリシャのように、一挙に国際的な信用を失った国もある。国の会計間の資金移転や赤字の付け替え等により、見かけ上の財政収支を改善しようとすることは、長期的な財政健全化につながるものではなく、こうした措置に依存した財政運営を行うことは厳に慎むべきである。

　特別会計の積立金を歳出財源として活用するといった措置も、国の資産を費消しバランスシートを悪化させる点で、赤字ファイナンスであることに変わりはなく、いずれにせよ限界に突き当たりつつあることに留意すべきである。

（６）また、過去、景気の変動を考慮に入れず、過度に硬直的な財政健全化プランを設定し、結果として経済的ショックにより頓挫することが繰り返されてきた。財政健全化への取組は、厳しい財政規律を課しながらも、景気変動に対する柔軟性を有するものとすることが必要である。ただし、一度定めた目標や財政運営ルールが簡単に覆されれば、ルールを定める意味が失われ、政府の信頼を損なうこととなる。ルールは簡単には変更しないという強い政府のコミットメントを確保すると共に、柔軟性の仕組みを、誰が意思決定するかも含めて、ルール自体の中にあらかじめ織り込んでおくべきである。

Ⅱ　財政運営戦略のイメージ

１．ベースライン

（１）財政運営戦略を策定する前提として、最新の経済データと既定の制度・施策を前提とした「ベースライン・シナリオ」を設定する。ベースラインは、現在（平成 22 年度予算）までの政府の政策を前提として、以後、社会保障の自然増等の歳出及び税収等の適切な見積もりを加えたものとする。シナリオの対象とする期間は、後述の財政健全化目標との関係で、適切に定められるべきである。

（２）ベースラインの前提としては「プルーデント（慎重）」な経済見通しを採用し、「目標」である新成長戦略の目指す成長率とは区別すべきである。「慎重な」経済見通しは、政府において適切に設定されるべきであるが、例えば、日本の潜在成長率は市場関係者から１％程度と見られていることが参考となる。なお、慎重な経済見通しを中心シナリオとした上で、参考として、新成長戦略を達成した場合の「上方シナリオ」を示すことは考えられる。

２．財政健全化目標

（１）財政健全化は、高い山に登るようなものであり、まずはゴールを見定めてから、それに至る道筋を遡って考えていくべきである。諸外国の取組等も参考にすれば、財政健全化のゴールは、公的債務残高の対 GDP 比を安定的に縮減させていくことに求めつつ、その前提としてのフロー目標を、例えば図１のように、段階的に定めることが考えられる。（その最初の３年間が後述の中期財政フレームの対象期間となる。）

【図１】

	ゴール／マイルストーン（例）	達成目標時期
	④公的債務残高の対ＧＤＰ比を安定的に縮減させる。（ストック目標） ＝所要のプライマリー・バランス黒字を達成。（フロー目標）	○○年度
	③プライマリー・バランスの均衡を達成。	○○年度
	②プライマリー・バランス赤字（対ＧＤＰ比 or 金額）を半減。	○○年度
	①2011～13 年度の３年間において、後述のような中期財政フレームを設定。	（2013 年度）

（注）プライマリー・バランスの均衡が達成されれば、長期金利と名目成長率が同水準の下では、公的債務残高の対ＧＤＰ比は安定化するが、長期金利が名目成長率

を上回る場合、公的債務残高の対ＧＤＰ比を縮減させるためには、一定のプライマリー・バランス黒字が必要。また、財政収支の赤字が解消されれば、公的債務残高そのものが安定化し、名目ＧＤＰが増加する下では、債務残高対ＧＤＰ比は減少していくこととなる。したがって、プライマリー・バランスないし財政収支の改善は、公的債務残高対ＧＤＰ比安定化・縮減に向けて第一歩となる。

（２）なお、我が国において国と地方の財政は密接に結びついており、一方が他方の負担の上に財政健全化を図ったとしても、公財政全体の状況は改善しない。国と地方が、財政健全化への認識について合意に努めつつ、互いの事情に配慮し、協力し合って、無駄の削減をはじめとする歳出改革と、財源の確保を図っていくことが必要であり、中長期の財政健全化目標（②～④）については、国のみならず国・地方を合わせた SNA（国民経済計算）ベースの債務残高・財政収支を念頭に置くことが適当である。

（３）達成目標時期については、政府において、ベースラインの試算を行った上で、適切に設定すべきであり、幅を持った時期（〇〇年代前半、等）を設定することも考えられる。その際、国民生活の安定に配慮し、高齢化の進展等により歳出が急激に増大する時期に着目する必要がある。

（４）なお、フロー目標には、プライマリー・バランスに代えて財政収支を用いることも考えられるが、この場合は均衡の達成がより困難となるため、例えばＥＵのマーストリヒト条約において財政収支赤字の対ＧＤＰ比を▲３％以内とすることが基準とされていることなどを踏まえつつ、目標数値・年度を適切に調整する必要があろう。

３．財政運営ルール

財政健全化目標を確実に達成するためには、各年度の予算編成において、財政規律を維持していくための財政運営ルールを導入することが考えられる。その場合、中期財政フレームは、このルールと整合的に定められることとなる。

諸外国の取組も参考とすれば、例えば以下のようなルールを適切に組み合わせることが考えられる。

① トップダウン型の新たな予算編成方式

諸外国においては、大きな要求官庁の影響を排除しつつ、首相や主要閣僚が予算の大枠をトップダウンで決める仕組みが存在している。我が国においても、中期財政フレームの策定、予算編成の基本方針など、国家戦略室（局）を中心として立案しつつ、予算編成に関する閣僚委員会において政治主導・トップダウンで決定する、新たな予算編成のルールを定着させるべきである。

その際、トップダウン強化の観点から、他国の例にも見られるように、大きな枠の配分を行い、その範囲内で具体的な予算を設定することや、首相（ないし国家戦略担当大臣）の裁量枠の設定といった手法の導入も考えられる。

② ペイアズユーゴー原則

恒久的な歳出増又は減税は、恒久的な歳出削減又は歳入確保により、見合いの財源を確保するとの原則を確立する。（経済危機への対応や、特殊な要因による一回限りの支出・減税はルールの例外となる。）ただし、ペイアズユーゴー原則だけでは、すでに巨額の債務を累積させてしまっている我が国財政の健全化にはつながらないことに留意する必要がある。

③ 財政赤字（又はプライマリー・バランス赤字）縮減ルール

目標達成に向けた期間中、財政赤字を一定割合改善していく。（ただし、経済危機時には停止する等、一定の弾力性も設ける。）

④ 構造的財政赤字（又は構造的プライマリー・バランス赤字）縮減ルール

景気循環要因を除いた「構造的財政赤字」について、一定割合改善していく。とりわけ、歳出の構造的な肥大化要因である社会保障費については、社会保障制度改革、税制改革も含め、その財源を中長期的にきちんと確保していくとの姿勢を明確に示す。

（注）OECD 等で試算している「構造的財政赤字」は、財政赤字からＧＤＰギャップによる税収の減少分・支出の増加分を控除したもの。ただし、我が国の歳出については、景気対策を含めてほぼ全てが「構造的」との定義にあたる。

Ⅲ　中期財政フレームのイメージ

１．中期財政フレームの性質

財政健全化目標や財政運営ルールだけでは、実際の予算編成をコントロールすることは難しい。これらに適合するように毎年の予算編成を行うための仕組みが中期財政フレームである。諸外国の経験を踏まえれば、中期財政フレームが成功するためには、単なる将来予測ではなく、政府の中で、複数年度にわたる実質的な拘束力を有していることが必要である。

我が国の中期財政フレームは、財政運営戦略との整合性を保ちつつ、向こう３年間（当初は平成 23～25 年度）について、歳出の大枠を定めるものとする。この歳出の大枠は拘束力を持ち、これに沿って各年度の具体的な概算要求及び予算編成を行うものとする。

２．中期財政フレームの設定プロセス

平成23年度予算編成は、中期財政フレーム導入後最初の予算編成となるが、その後も定期的に、直近の経済財政状況に照らして財政運営戦略を検証すると共に、必要に応じ中期財政フレームの改訂を行うべきである。ただし、前述したように、一度決めたルールを簡単に覆すべきではなく、中期財政フレームの改訂に際しても、その基本的な枠組みは維持することを前提としなければ、複数年度に渡るフレームを定める意味が失われることに留意すべきである。例えば図２のようなサイクルが考えられる（時期は例示）が、中期財政フレームの設定・改訂を含めた、ＰＤＣＡ（Plan-Do-Check-Action）サイクルのあり方について、今後政府において具体的なイメージを示すべきである。

【図２】

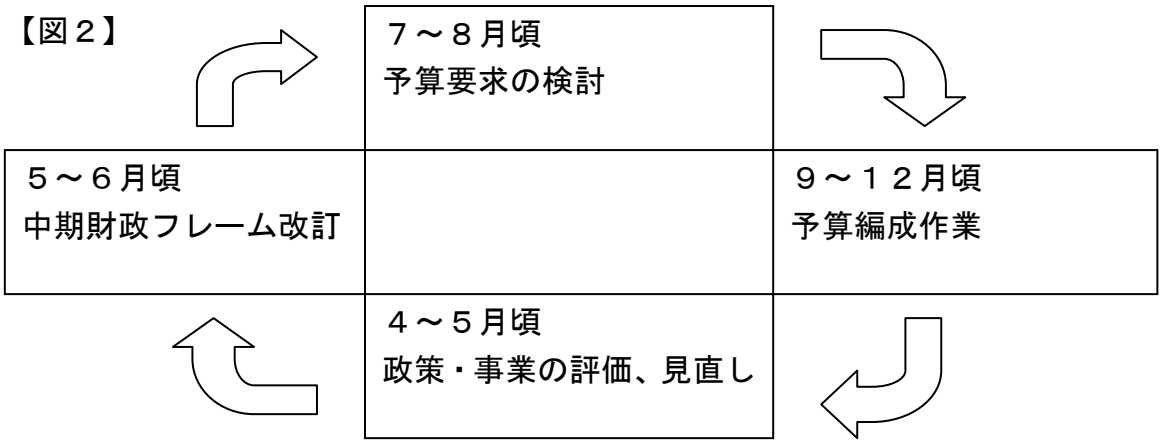

３．中期財政フレームの内容

（１）中期財政フレームは、基本的に、国の歳出を包括的にとらえるものとすべきであるが、拘束力を持つ歳出枠の対象は、政府が直接統制可能であって、税財源の節約につながる政策的な経費とすることが考えられる。

（２）中期財政フレームの経費区分については、①総枠のみ、②社会保障、公共事業等、特に大きな経費の内訳を明示、③主要経費別ないし各省別の内訳を明示、といった様々な区分が考えられるが、これは、枠の縛りをどの程度厳しいものとするか、具体的な内容と併せて、政府において検討すべきである。

いずれにせよ、予算は、マクロの枠付けと、ミクロの配分の融合が重要である。中期財政フレームを機能させるためには、マクロの総枠に複数年度の拘束力を持たせつつ、枠内での配分（及び、複数の枠を設けた場合の枠間の配分）については、各年度のプライオリティに応じた弾力性を持たせることが考えられる。

（３）具体的な「枠」の内容は、経済動向や、歳出改革の状況等も勘案しつつ、国民の理解が得られるように政府において検討すべきであるが、市場は、社会保障の自然増や新規の施策により、とめどなく国債発行額が増加して

いくことに最大の不安を抱いている。したがって、最低限、こうした政策的経費の要因によって財政収支を現状より悪化させることのないよう、前述の「ペイアズユーゴー」の原則を採り入れ、社会保障を含む政策的経費についての恒久的な歳出増は、恒久的な歳出削減又は税制措置によって賄うといったことが検討されるべきである。

（４）また、財政健全化に積極的に取り組んでいる政府の姿勢を市場に向けて発信し、市場の信認を確保するために、歯止めのない国債発行額増加の抑制へ向けた、政府の強いコミットメントを示すべきである。

Ⅳ　その他

１．予算制度の改革

我が国の予算制度については、国際的な比較において、意思決定が分散化し透明性が低いといった問題が指摘されている。政権交代は、こうした旧弊を見直す絶好の機会であり、財政運営戦略及び中期財政フレームに基づく財政の健全化を成功させるため、併せて予算制度改革を進めていくことが重要である。新政権は、従来の官僚主導を是正し、内閣主導の予算編成を実現する目標を掲げている。また、事業仕分けといった歳出の見直しに加え、予算執行をより適切に管理する仕組みを整備し、政治主導の下、各省大臣が予算獲得競争ではなく、効率的な予算の執行と成果（アウトカム）の達成に責任を負う体制へ転換していくことが重要である。新政権は既に、「予算編成のあり方に関する検討会論点整理」（平成 21 年 10 月 19 日）及び「予算編成等の在り方の改革について」（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）等において、こうした観点に立った予算制度改革のプランを示しているところであり、これを踏まえた改革にさらに取り組むべきである。

２．税制抜本改革

国民に必要な公共サービスを確保し、国民生活をより保障していくためには、可能な限りの歳出改革に加え、歳入面での改革も避けることはできない。税制の抜本改革を実現していくための本格的な議論を進めるべきである。

３．超党派の取組

財政健全化は国民共通の大きな課題であり、長期間にわたり、政権を超えて取り組まなければならない。米国では、オバマ政権の提案により、超党派による財政健全化委員会を設置している。我が国においても、党派を超えた取組が行われることが望まれる。

基本方針

（平成二十二年六月八日閣議決定）

各閣僚を始めとする政務三役は、次の方針に基づき、職務に専念するものとする。

一、昨年の政権交代時にいただいた政権への期待が揺らいでいることを踏まえ、政権交代の原点に立ち返り、国民の皆様の信頼を回復することに邁進する。

一、国民が未来に対し希望を持てる社会を創るため、経済・財政・社会保障の一体的建て直しに誠心誠意取り組む。

一、各閣僚は、国民の代表である国会が選んだ菅内閣の一員として、省益にとらわれることなく、国務大臣としての総合的な立場から、一体となって、内外の政策課題に取り組む。

一、限られた人材・予算を有効に活用する観点から、行政の無駄遣いの根絶を一層徹底するほか、情報公開を更に進めることにより、「行政の透明化」を推進する。

一、政務三役と官僚は、それぞれの役割と責任の下、相互に緊密な情報共有、意思疎通を図り、一体となって、真の政治主導による政策運営に取り組む。

規制・制度改革に係る対処方針について

（平成22年6月18日
閣　議　決　定）

規制・制度改革に係る対処方針を別紙のとおり定める。

規制・制度改革に係る対処方針

平成22年6月18日
閣　議　決　定

目　次

Ⅰ．各分野における規制改革事項・対処方針

１．グリーンイノベーション分野

① 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（小水力発電の導入円滑化）・・・

２．ライフイノベーション分野
① 保険外併用療養の範囲拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
② 再生医療の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
③ ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
④ 未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供の明確化・・・・・ 10
⑤ レセプト等医療データの利活用促進（傷病名統一、診療年月日記載など様式改善等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
⑥ ＩＣＴの利活用促進（遠隔医療、特定健診保健指導）・・・・・・・・・・・・・ 11
⑦ 救急患者の搬送・受入実態の見える化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
⑧ 「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等ー医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等ー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
⑨ ＥＰＡに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮（受験回数、試験問題の漢字へのルビ等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
⑩ ワクチン政策の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
⑪ 医行為の範囲の明確化（診療看護師資格の新設）・・・・・・・・・・・・・・・ 13
⑫ 医行為の範囲の明確化（介護職による痰の吸引、胃ろう処置の解禁等）・・・・ 14
⑬ 特別養護老人ホームへの民間参入拡大（運営主体規制の見直し）・・・・・・・ 14
⑭ 介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃・・・・・・・・・・・ 15
⑮ 訪問介護サービスにおける人員・設備に関する基準の緩和（サービス提供責任者の配置基準）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
⑯ 高齢者用パーソナルモビリティの公道での使用・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

３．農業分野
① 農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和・・・・・・・・・・・ 16
② 農業振興地域の整備に関する法律の見直し＜農振法施行規則第４条の４第１項第27号の廃止の検討＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
③ 農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上）・・・・・・・・・・・ 17
④ 農地の賃借の許可の迅速化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
⑤ 農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し・・・・・・・・・・・ 18
⑥ 農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施・・・・・・・・・・・・・・ 18
⑦ 農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
⑧ 新規農協設立の弾力化（地区重複農協設立等に係る「農協中央会協議」条項）・ 19

⑨ 農業協同組合・土地改良区・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止・ 19

⑩ 農業共済の見直し（コメ・麦に係る強制加入制の見直し）・・・・・・・・・・・ 19

⑪ 堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正（告示の改正）・・・・・・・・・ 20

⑫ 市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和（地域再生・六次産業化）・・・ 20

⑬ 農地法の規制緩和について　＜農業振興目的（体験型農業施設駐車場等）での転用規制の緩和＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

⑭ 畜産の新規事業実施についての問題点　＜地元の協力の要件の明確化＞・・・ 21

⑮ 食品表示制度の見直し（食用油に係る原料原産地表示の導入等）・・・・・・・ 21

⑯ 米の農産物検査法（「年産」や「品種」の表示）のあり方について＜一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に＞・・・・・・・・・・・ 21

４．その他分野

（物流）

① 輸出通関における保税搬入原則の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

② 内航海運暫定措置事業の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

③ 外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・23

（金融）

① 特定融資枠契約（コミットメントライン）の借主の対象範囲の拡大・・・・・・ 24

② 「新しい公共」を支える金融スキームの拡充（ＮＰＯバンクを通じたＮＰＯ等の資金調達円滑化）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

③ 「新しい公共」を支える金融スキームの拡充（いわゆる信用生協の業務範囲等に関する規制緩和）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

④ 金融商品取引法による四半期報告の簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

（その他）

① 石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化・・・・・・・ 26

② ＰＦＩの拡大に向けた制度改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

③ 高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入・・・・・・・・・・・・・ 27

Ⅱ．対処方針のフォローアップについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

Ⅰ．各分野における規制改革事項・対処方針

１．グリーンイノベーション分野

規制改革事項	①再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（小水力発電の導入円滑化）
対処方針	・ 一定規模以下の小水力発電目的での従属発電による水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、特定水利使用の対象外とする。＜平成22年度中措置＞ ・ 慣行水利権に従属する小水力発電に関する水利使用の許可申請手続きについて、①許可水利権に切り替えた上で、簡素化された申請手続きを行う、②慣行水利権はそのままで、通常の申請手続きを行う、のいずれかとすればよい旨、河川管理者等関係者へ通知する。＜平成22年度中措置＞ ・ 水利権の許可に係る標準期間は、行政手続法の施行に伴う通達において、既に国土交通大臣が行うものにあっては10ヶ月、各地方整備局長が行うものにあっては５ヶ月を目安とする旨明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、これまでと同様に行政手続法に基づき申請者の求めに応じてその理由を開示する。＜平成22年度中措置＞

規制改革事項	②土地改良区に協議が必要な水路における小水力（マイクロ）発電の導入円滑化
対処方針	・ マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集落等との間で処理されるものである旨、土地改良区へ通知する。＜平成22年度中措置＞

規制改革事項	③再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し）
対処方針	・ 風力発電機の特徴を加味した評価基準の妥当性について、学識者、事業者等の意見を聞きながら検討を行う。＜平成 22 年度中検討＞ ・ 大臣認定に係る標準期間を明示するとともに、当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。＜平成 22 年度中措置＞

規制改革事項	④再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化）
対処方針	・ 建築基準法における太陽光発電設備に係る屋内的用途の取扱いについて、４ｍ以下で屋内的用途が発生していないものにあっては、建築確認を不要としているところであるが、具体的な取扱いについて検討を行い、その結果を踏まえて、建築主事及び指定確認検査機関等に周知徹底する。＜平成 22 年度中措置＞ ・ ４ｍを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討する。＜平成 22 年度中検討、結論を得次第措置＞

規制改革事項	⑤再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化　等）
対処方針	○地熱発電 ・ 温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する。＜平成22年度中検討開始、結論を得次第措置＞ ・ 掘削の許可にあたって温泉事業者の同意書は許可条件となっていないこと及び、同意書を求める場合には、あくまで行政指導であることを認識した上で、温泉資源の保護等の目的のために有効かつ必要なものかどうかを検証するとともに、都道府県における行政手続に関する条例等に定める行政指導に関する規定を遵守するよう周知する。＜平成22年度中措置＞ ・ 地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手する。＜平成23年度検討・結論、結論を得次第措置＞ ○風力発電 ・ 自然公園法施行規則第11条第11項について、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」となる技術的なガイドラインを定める。＜平成22年度中措置＞ ○共通 ・ 再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行い、結論を得る。＜平成22年度中検討開始、結論を得次第措置＞ ・ 国立公園については、行政手続法に基づき、風力発電及び地熱発電の許可に係る標準処理期間を明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。＜平成22年度中措置＞

規制改革事項	⑥再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（CO_2 排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制（保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務　等）の緩和）
対処方針	・ CO_2 排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽電池発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討を速やかに開始し、結論を得る。＜平成 22 年度中に検討・結論＞

規制改革事項	⑦燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検
対処方針	・ 平成 17 年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。＜平成 22 年度中措置＞ ・ 例示基準策定後、合理的な水素貯蔵量の基準について、許可に係る技術的助言を行う。＜例示基準策定後、速やかに措置＞ ・ 平成 27 年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、安全確保の観点から行われている規制のうち、事業化を阻害している規制について、技術進歩を見極めつつ、また、国際標準の議論にも配慮し、技術の進展に円滑に対応できる性能規定化を図るよう、再点検を行う。再点検及びその結果を踏まえた対応について、関係省庁（経済産業省・国土交通省・消防庁）間にて調整した上で、今後の具体的な工程表を作成する。＜平成 22 年中措置＞

規制改革事項	⑧スマートメータの普及促進に向けた屋外通信（ＰＬＣ通信）規制の緩和
対処方針	・ 高速通信が可能となる２MHz～30MHz の周波数帯でのＰＬＣの屋外利用について、事業者からの具体的な提案等を確認のうえ、無線システムへの影響等の検証・検討を速やかに開始し、結論を得る。＜平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論＞

規制改革事項	⑨スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備
対処方針	・ スマートメータの普及促進の観点から、電力使用量等の需要家データ利用の在り方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化など消費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始し、結論を得る。＜平成 22 年度中に検討・結論＞

規制改革事項	⑩コージェネレーションの普及拡大及び排熱の利用拡大に向けた道路法の運用改善（熱供給導管の埋設に係る道路占用許可の合理化）
対処方針	・ 熱供給事業法の規定に基づき道路に設けられる熱供給導管の道路占用許可については、建設省道政発第 62 号を改めて周知徹底する。また、熱供給事業法に定める熱供給導管以外の熱供給導管についても、温暖化ガスの排出削減を促進する観点から、道路法第 32 条第１項第２号に規定する占用許可対象物件に該当する旨を文書により周知する。＜平成 22 年度中措置＞

規制改革事項	⑪国産木材の利用促進（「集成材の日本農林規格」に係る性能規定の併用導入）
対処方針	・ 集成材の日本農林規格 第５条第１項に関する改正要望については、科学的根拠に基づく安全性・信頼性の確保等を踏まえて、平成 23 年度中に学識経験者等による検討の結論が得られるよう速やかに検討を開始する。＜平成 22 年度以降検討、平成 23 年度中に学識経験者等による検討の結論＞

規制改革事項	⑫国産木材の利用促進（大規模木造建築物に関する構造規制の見直し）
対処方針	・ 耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。＜平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置＞ ・ 現在、「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討が進められている。幼稚園の基準のあり方については、その検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへの良質な成育環境を保障するという視点に立って検討を行う。＜新たな制度の検討結果を踏まえてすみやかに検討・結論＞

規制改革事項	⑬鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の見直し
対処方針	・ 「建築基準法の見直しに関する検討会」における、混構造の問題も含めた構造計算適合性判定制度についての検討結果を踏まえて、必要な見直しを検討し、結論を得る。＜平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置＞

規制改革事項	⑭木造耐火構造に関する性能評価試験（大臣認定申請用）の試験方法の一部見直し
対処方針	・ 外壁の屋外側に関する性能評価試験について、加熱終了後の一定時間の放置を脱炉状態とする方法が妥当かどうかについて再検証を行う。＜平成 22 年度中措置＞

規制改革事項	⑮住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し
対処方針	・ 建築物について、措置の実効力を高める方策を盛り込んだ、新たな省エネ基準を策定する。＜平成 23 年度中措置＞

規制改革事項	⑯レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し
対処方針	・ 広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討する。＜平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置＞ ・ 使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための新たな制度構築について、検討を行う。＜平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置＞

（住宅・土地）

規制改革事項	①容積率の緩和
対処方針	・　環境負荷の低減、高齢社会への対応、財政負担の抑制、防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、地区外の環境保全など幅広い環境貢献措置を評価した容積率の緩和、老朽建築物の建替えに資する容積率の緩和に係る具体的施策について検討し、結論を得る。＜平成 22 年度検討・結論＞

規制改革事項	②既存不適格建築物の活用のための建築基準法の見直し
対処方針	・　既存不適格建築物の増築等に係る緩和措置について「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、結論を得る。＜平成 22 年度検討・結論＞

規制改革事項	③建築確認・審査手続きの簡素化
対処方針	・　建築確認・審査手続きの簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、結論を得る。＜平成 22 年度検討・結論＞ ・　また、本年３月に公布された建築確認手続き等の運用改善を着実に施行する。＜平成 22 年６月措置＞

２．ライフイノベーション分野

規制改革事項	①保険外併用療養の範囲拡大
対処方針	・ 現在の先進医療制度よりも手続が柔軟かつ迅速な新たな仕組みを検討し、結論を得る。具体的には、例えば、再生医療等を含めた先進的な医療や、我が国では未承認又は適応外の医薬品を用いるものの海外では標準的治療として認められている療法、或いは、他に代替治療の存在しない重篤な患者に対する治験中又は臨床研究中の療法の一部について、一定の施設要件を満たす医療機関において実施する場合には、その安全性・有効性の評価を厚生労働省の外部の機関において行うこと等について検討する。＜平成 22 年度中に結論＞

規制改革事項	②再生医療の推進
対処方針	・ 臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする最適な制度的枠組みについて引き続き検討し、結論を得る。その際、細胞治療・再生医療の特性を考慮しつつ、製品の開発や承認審査をいかに効率的に進めるかという観点も視野に入れた検討を進める。＜平成 22 年度中に結論＞

規制改革事項	③ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消
対処方針	・ 未承認医療機器に対する薬事法の適用範囲を明確化させることで臨床研究・治験を早期に実施する環境を整備する。具体的には、医師主導の臨床研究については、「臨床研究に用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用に関する考え方」（平成 22 年３月）が示されているが、開発メーカー等が未承認の医薬品又は医療機器を複数の医師に提供して行うような臨床研究については、薬事法の適用範囲を明確にする Q&A を作成し、周知する。＜平成 22 年度中措置＞ ・ （独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）については、その審査体制の強化が、我が国のドラッグラグ、デバイスラグを解消する方策の１つとして指摘されていることを踏まえ、事業仕分け結果（平成 22 年４月 27 日）に基づき、その在り方について議論を深め、迅速かつ質の高い審査体制を構築する観点からその審査機能を強化する。＜平成 22 年度中に結論＞ ・ 薬事の承認審査にかかる手続きの見直し、ベンチャー等の薬事戦略相談の創設等を検討する。＜平成 22 年度中に結論＞ ・ 他に代替治療の存在しない重篤な患者において、治験中の医薬品を一定の要件のもとで選択できるよう、コンパッショネートユース（人道的使用）の制度化について検討に着手する。＜平成 22 年度検討開始＞

規制改革事項	④未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供の明確化
対処方針	・ 未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供の適正な在り方について検討し、結論を得る。＜平成 22 年度中に結論＞

規制改革事項	⑤レセプト等医療データの利活用促進（傷病名統一、診療年月日記載など様式改善等）
対処方針	・ レセプト情報を一元化したデータベースについて、医師会、保険者、大学や民間シンクタンク等の研究機関など幅広く第三者も利用できるよう利活用のルールを決定し周知する。＜平成 22 年度中措置＞ ・ 次期診療報酬改定（平成 24 年 4 月）に向けて、診療側、保険者、研究者等の関係者により、審査・支払の効率性に加えてデータの利活用の観点からも検討する場を設け、「ICD10 コード」の採用を含めてレセプト様式（DPC レセプト含む）の見直しを検討する。＜平成 23 年度中に結論＞

規制改革事項	⑥ＩＣＴの利活用促進（遠隔医療、特定健診保健指導）
対処方針	・ 遠隔医療が認められ得るべき要件及び処方せんの発行にかかる考え方を明確化する。＜遠隔医療が認められ得るべき要件については平成 22 年度中措置、処方せんの発行にかかる考え方については平成 23 年度中に結論＞ ・ 診療報酬上の手当については、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得る。＜診療報酬改定のタイミングで随時＞ ・ 特定健診に基づく保健指導におけるＩＣＴ（情報通信技術）を活用した遠隔面談については、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する。＜平成 23 年度中に結論＞

規制改革事項	⑦救急患者の搬送・受入実態の見える化
対処方針	・ 救急搬送及び医療機関における受入体制を強化するためには、改正消防法により地域における救急搬送・受入状況を踏まえて実施基準を策定することとされている都道府県が、実施基準を実効的なものとする上で必要な情報について消防機関の保有する救急搬送のデータと医療機関が保有する予後のデータをリンクさせて総合的に調査・分析することが重要であり、都道府県におけるこれらの取組を促進させるための方策について総務省と厚生労働省で検討を進める。＜平成 22 年度検討開始＞

規制改革事項	⑧「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等 －医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等－
対処方針	・ 短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人の他に、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図る。＜平成 22 年度中措置＞ ・ 医師の臨床修練制度の活用を促進するため、手続の簡素化や２年間という年限の弾力化を図るなど、制度・運用を見直す。また、国内での診療について、臨床修練目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めるための制度改正を行う。＜平成 22 年度中検討、結論＞ ・ 看護師の臨床修練制度についても、医師と同様にその活用を促進するため、手続の簡素化を図るなど、制度・運用を見直す。＜平成 22 年度中検討、結論＞

規制改革事項	⑨ＥＰＡに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮（受験回数、試験問題の漢字へのルビ等）
対処方針	・ 看護師国家試験及び介護福祉士試験において使用されている難解な用語の取扱いについて、平易な日本語に置き換えても現場に混乱を来さないものについて用語の置き換えや漢字へのルビ記載ができないかなど、試験委員会において検討を行い、試験問題作成に反映。＜平成 22 年度中措置＞ ・ 受験機会の拡大については、今後の検討課題とする。＜逐次検討＞ ・ 既に就労・研修を行っている看護師候補者及び介護福祉士候補者に対する日本語習得支援策の更なる充実。＜平成 22 年度中措置＞

規制改革事項	⑩ワクチン政策の見直し
対処方針	・ 予防接種法の抜本的な見直しの中で、予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方について検討する。＜平成 22 年度検討開始＞

規制改革事項	⑪医行為の範囲の明確化（診療看護師資格の新設）
対処方針	・ 「特定看護師（仮称）」制度化に向けたモデル事業を早急に実施するとともに、特定看護師の業務範囲、自律的な判断が可能な範囲等について並行して検討する。＜平成 22 年度中検討開始、平成 24 年度中に結論＞

規制改革事項	⑫医行為の範囲の明確化（介護職による痰の吸引、胃ろう処置の解禁等）
対処方針	・ 医療安全が確保されるような一定の条件下で特別養護老人ホームの介護職員に実施が許容された医行為を、広く介護施設等において、一定の知識・技術を修得した介護職員に解禁する方向で検討する。また、介護職員が実施可能な行為の拡大についても併せて検討する。＜平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞ ・ リハビリなど医行為か否かが不明確な行為について、必要に応じ、検討・整理する。＜平成 22 年度中措置＞

規制改革事項	⑬特別養護老人ホームへの民間参入拡大（運営主体規制の見直し）
対処方針	・ 特別養護老人ホームへの社会医療法人参入を可能とする方向で検討し、結論を得る。＜平成 22 年度中検討・結論、結論を踏まえ対応に着手＞ ・ また、特別養護老人ホームの運営について、利益追求・利益処分の在り方、措置入所の在り方や、基幹となる税制の在り方・廃業の際の残余財産の処分等の在り方に関連し、特別養護老人ホームを社会福祉法人が担っていることの意義や役割、社会福祉法人以外の既存の法人形態を含め、社会福祉法人と同程度の公益性及び事業の安定性・継続性を持つ法人の参入を可能とすることの是非について検討する。＜平成 22 年度中検討開始＞

規制改革事項	⑭介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃
対処方針	・ 参酌標準を撤廃し、第５期介護保険事業計画（平成 24～26 年度）から、各都道府県が地域の実情に応じて策定可能とする。＜平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞

規制改革事項	⑮訪問介護サービスにおける人員・設備に関する基準の緩和（サービス提供責任者の配置基準）
対処方針	・ 平成 21 年４月からの基準緩和施行後の状況を検証するとともに、モデル事業の実施結果も踏まえて、ＩＴ活用状況や事務補助員等による支援によって管理可能な範囲を明確化し、次期介護報酬改定（平成 24 年 4 月）に向けて、サービス提供責任者の配置基準の緩和が可能かについて検討し、結論を得る。＜平成 23 年度中検討・結論＞

規制改革事項	⑯高齢者用パーソナルモビリティの公道での使用
対処方針	・ 国内メーカーの開発動向、利用者のニーズ等を踏まえ、また、特区での実証実験結果を検証しつつ、対応の要否について検討を開始する。＜平成 22 年度検討開始＞

３．農業分野

規制改革事項	①農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和
対処方針	・　改正農地法により、今後の日本農業の有効な担い手となり得る農業生産法人についての出資規制が一部緩和されたこと等を踏まえ、法施行後の農業生産法人の参入状況、企業の出資状況などの実態調査、及び参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等の把握を行い、現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証し、結論を得る。＜平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論＞

規制改革事項	②農業振興地域の整備に関する法律の見直し＜農振法施行規則第４条の４第１項第 27 号の廃止の検討＞
対処方針	・ 地方公共団体が行う計画の達成状況の定期的な検証を農林水産省は適宜確認し、その中で不適切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。＜逐次実施＞

規制改革事項	③農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上）
対処方針	・ 優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る。＜平成 23 年度中検討開始、できる限り早期に結論＞ ※ 当該見直しに当たっては、以下の点が考慮されるべきである。 〇手続き：審議内容の公開、最終判断の理由開示等、透明性を確保すべきである。 〇構成委員：客観性・中立性が確保されるような委員要件として、例えば以下のようなものが考えられる。 ・非利害関係要件を設定 ・少人数かつ専任の委員 ・被選挙権を有する農業者を認定農業者に限定 ・消費者・食品産業者等消費者の代表も参加させる ・各種専門家及び行政機関の代表も参加させる　等

規制改革事項	④農地の賃借の許可の迅速化
対処方針	・ 意欲ある多様な農業者の参入促進、優良農地の保全と有効利用の観点から、農作業のタイミングを逸しないよう、標準処理日数等の短縮及び公表、総会の弾力的な開催等により、農地法の許可一般について、農業委員会の手続きが迅速に行われるよう指導を徹底する。＜平成 22 年度中措置＞

規制改革事項	⑤農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し
対処方針	・ 独禁法のすべての適用除外について、公正取引委員会が検証する中で、農協等に対する独禁法の適用除外についても、農業の健全な発展が阻害されるおそれがないか、公正取引委員会は農林水産省と連携して、実態の把握と検証を早急に開始し、結論を得る。なお、その際、連合会や１県１農協となるようなケースについても、同様に実態把握・検証を行う。＜平成 22 年度中検討・結論＞ ・ 現行でも独禁法の適用除外とはならない農業協同組合等による不公正な取引方法などについて、公正取引委員会及び農林水産省において、更なる啓発普及活動により、その未然防止を図るとともに、違反する事実が認められた場合には、公正取引委員会において、適切かつ迅速に対処すべきである。＜逐次実施＞

規制改革事項	⑥農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施
対処方針	・ 農協の役割・在り方の検討の一環として、預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保の観点から、金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る。 具体的には、農協に対する金融庁（財務局）の検査体制の整備状況を踏まえつつ、金融庁が農協の信用事業の検査を円滑に実施するという観点から、例えば、預金量が一定規模以上の場合、不祥事件の再発のような法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢等の適切性が疑われる場合等、都道府県知事の要請の必要性等を含め、金融庁（財務局）及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準・指針等を農林水産省・金融庁が共同で作成することによって、農協検査の実効性を高める。＜平成 22 年度中検討・結論＞ ・ 併せて、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に向け、農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性の強化を図る。＜平成 22 年度中措置＞

規制改革事項	⑦農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消
対処方針	・ 組合員資格の確認を行い、確認時に違反状態が判明すれば、早急に適正化を図る。＜１年に１回以上実施＞ ・ 土地持ち非農家を正組合員の一部とする制度の適用状況を把握するとともに、当該土地持ち非農家を正組合員として留めておくことの必要性について、個々に検証を行う。＜逐次実施＞

規制改革事項	⑧新規農協設立の弾力化（地区重複農協設立等に係る「農協中央会協議」条項）
対処方針	・ 農協の効率的な再編整備に配慮しつつ、地区重複農協設立等にかかる中央会協議条項を廃止の方向で見直す。＜平成 22 年度中検討・結論＞

規制改革事項	⑨農業協同組合・土地改良区・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止
対処方針	・ 政治的中立が確保された運営が行われるよう、コンプライアンスの確保に向けた指導を徹底する。＜平成 22 年度中措置＞

規制改革事項	⑩農業共済の見直し（コメ・麦に係る強制加入制の見直し）
対処方針	・ 保険母集団を確保して危険分散を図る観点、農業者の選択肢を拡大する観点等の要請も踏まえ、戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて農業共済制度のあり方を検討し、結論を得る。＜戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて検討開始、できる限り早期に結論＞

規制改革事項	⑪堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正（告示の改正）
対処方針	・ 家畜排せつ物を農家が使いやすく、流通しやすくさせるため、牛ふん、豚ぷん、食品残渣を化成肥料の原料に加える方向で普通肥料の公定規格の見直しを行い、結論を得る。＜平成 22 年度中目途に結論＞

規制改革事項	⑫市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和（地域再生・六次産業化）
対処方針	・ 市街化調整区域の直売所の面積用途制限について、開発審査会ごとの市街化調整区域内の直売所の取り扱い状況、成功事例などを調査する。また、開発許可制度の運用について、農業振興及び市街化の抑制を両立させる観点から、必要な考え方を示したガイドラインの作成に着手する。＜平成 22 年度中着手＞

規制改革事項	⑬農地法の規制緩和について　＜農業振興目的（体験型農業施設駐車場等）での転用規制の緩和＞
対処方針	・ 農林水産省は、昨年 12 月に施行された改正農地法の施行状況等を勘案し、農業振興及び農地の保全を両立させる観点から、農業振興目的での農地転用について不適切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。＜逐次実施＞

規制改革事項	⑭畜産の新規事業実施についての問題点　＜地元の協力の要件の明確化＞
対処方針	・ 畜産（養豚所等）の新規事業を立ち上げる際の補助事業（強い農業づくり交付金）について、強い農業づくり交付金実施要領に事業採択を行う都道府県知事や市町村長など地域を所管する行政当局と事業の実施者が周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整することに関する規定を追加し手続きの明確化を図る。＜平成 23 年度中措置＞

規制改革事項	⑮食品表示制度の見直し（食用油に係る原料原産地表示の導入等）
対処方針	・ 食用油の原料原産地表示の義務化について、生産者・販売者の負担にも配慮しながら、消費者の意見を広く聴きつつ、表示基準の改正の検討を進め、結論を得る。＜平成 22 年度検討開始＞

規制改革事項	⑯米の農産物検査法（「年産」や「品種」の表示）のあり方について　＜一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に＞
対処方針	・ 米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。＜平成 22 年度検討開始・できる限り早期に結論＞ ・ 登録検査機関が、検査を依頼された米について、販路に関わりなく、速やかに検査を行うよう、指導・監督を徹底する。＜平成 22 年度上期措置＞

４．その他分野

（物流）

規制改革事項	① 輸出通関における保税搬入原則の見直し
対処方針	・ 貿易円滑化の推進等の観点から、関税法上、保税地域に貨物を搬入後に行うこととされている輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えるよう検討する。その際、不正輸出及び消費税の不正還付抑止の観点から、税関による申告受理及び貨物検査・許可は、コンテナヤード等保税地域搬入後に行うこととする。 関連して、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能となるよう検討する。 保税地域搬入前の輸出申告を可能とすることに伴い、一層の迅速通関につながるよう、効果的・効率的な審査・検査を可能とする関連システムの改変・税関の体制整備等を併せて検討するものとする。＜平成 22 年度検討・結論＞

規制改革事項	②内航海運暫定措置事業の廃止
対処方針	・ 国土交通省において、日本内航海運組合総連合会と協議の上、毎年度、内航海運暫定措置事業の解消までの資金管理計画を作成・公表する。＜平成 22 年度開始＞ ・ また、船舶の新規参入・代替建造の障害を取り除くべく、当該事業の早期解消に向けた方策について検討し、結論を得る。＜平成 22 年度検討・結論＞

規制改革事項	③外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の見直し
対処方針	・　国土交通省は、荷主の利益、日本経済への影響、諸外国の外航海運に係る独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析、検証し、我が国の同制度の見直しについて、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。＜平成 22 年度 検討＞

（金融）

規制改革事項	①特定融資枠契約（コミットメントライン）の借主の対象範囲の拡大
対処方針	・　特定融資枠契約（コミットメントライン）に関する借り手側の理解度・ニーズについて、借り手側の属性（事業体・規模等）別に当該借り手側を代表する団体及び借り手側の業種等を所管する省庁からヒアリング等を実施するとともに、併せて貸し手側からもヒアリングを実施し、その結果を踏まえ検討の上、結論を得る。＜平成22年度　調査・検討・結論＞

規制改革事項	②「新しい公共」を支える金融スキームの拡充（ＮＰＯバンクを通じたＮＰＯ等の資金調達円滑化）
対処方針	・　「新しい公共」を担うＮＰＯ等の資金調達を円滑化するために以下の措置を行う。 ①いわゆるＮＰＯバンクが行う生活困窮者向けの貸付け及び特定非営利活動（特定非営利活動促進法第二条第一項）として行われる貸付けについては、一定の要件の下に、指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務を免除し、総量規制の適用除外とする。 ②一定の要件を満たすＮＰＯバンクについては、代替的な体制整備を要件に貸付業務経験者確保義務を免除する。＜平成22年度措置＞

規制改革事項	③「新しい公共」を支える金融スキームの拡充（いわゆる信用生協の業務範囲等に関する規制緩和）
対処方針	・　一定の要件を満たす貸付事業を行う地域生協について、県域規制を緩和することとし、省令改正を行う。＜平成22年度措置＞

規制改革事項	④金融商品取引法による四半期報告の簡素化
対処方針	・　四半期報告書の記載事項の簡素化について検討を行い、結論を得る。＜平成22年度検討・結論＞

（その他）

規制改革事項	①石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化
対処方針	・ 容量１万kl 以上の新法タンクについて、連続板厚測定により、腐食の進行をより正確に把握した上で、タンクの開放検査周期の延長を検討し、結論を得る。＜平成 22 年度中検討・結論＞ ・ また、その成果を踏まえ、専門的知見を有する者との情報交換・連携に努めながら、特定屋外貯蔵タンクに係る保安検査の開放周期の在り方について総合的に検討する。＜平成 22 年度中検討開始＞

規制改革事項	②ＰＦＩの拡大に向けた制度改善
対処方針	・ ＰＦＩ事業において、民間の創意工夫やノウハウを十分に活用するため、ＰＦＩ制度の中に、多段階選抜・競争的対話を明確に位置付けることについて、ＰＦＩ法の法改正を含め検討し、結論を得る。＜平成 22 年度検討・結論＞

規制改革事項	③高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入
対処方針	・　第４次出入国管理基本計画において、今後５年程度で検討することとしている、現行の基準でも就業可能な在留資格が付与される高度外国人材に対するポイント制を活用した出入国管理上の優遇制度の導入について検討し、結論を得る。＜平成 22 年度中検討・結論＞ ・　また、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず就業可能な在留資格が付与されない高度外国人材についても、ポイント制を活用することなどにより要件を見直し、就業可能な在留資格が付与できる制度の導入について、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ検討し、結論を得る。＜平成 22 年度検討開始・平成 23 年度中結論＞

Ⅱ．対処方針のフォローアップについて

本方針で定められた対処方針については、内閣府がその実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果を行政刷新会議に報告する。

財政運営戦略　概要
ー国民の安心と希望のためにー

Ⅰ．基本的な考え方

１．経済・財政の現状

○　バブル崩壊以降、経済成長のための政策対応が十分な効果を発揮せず、過去 10 年間、名目値でマイナス成長。

○　過去 20 年間で国債残高が約 470 兆円増加するなど深刻な財政状況。

２．財政破綻リスクへの断固たる対応

○　現状を放置して、ギリシャ等のように財政破綻に陥るようなことがないようにしなければならない。仮に、そのような状態になれば、財政自主権が失われ、社会保障サービス等の水準が大きく低下し、経済や国民生活に多大な悪影響。

○　しかし、悲観する必要はなく、経済低迷・財政悪化の原因を正確に把握し、政治の強いリーダーシップによって改革に取り組めば、我が国は十分に立ち直ることができる。

３．過去からの教訓

①硬直化した歳出構造の改革が進まず、新たな雇用と成長に結びつかない分野へのばら撒きを続けてきたこと、

②財源確保のために必要な改革の先送りが続けられてきたこと、

の結果、多額の借金を積み重ねる状態が継続するとともに、国民の将来への不安は増幅し、景気回復に対する重しとなっている。

４．新たな成長戦略の実行

○　デフレに悩まされてきたため、景気の回復局面においても国民に回復の実感がなく、税収もあまり増加せず、財政収支が悪化。

○　①環境・エネルギー分野、②医療・介護・健康分野、③アジアに関する分野、④観光・地域活性化分野、⑤科学・技術・情報通信分野、⑥雇用・人材分野、⑦金融分野等の成長分野で、新たな需要を生み出し、市場や雇用を創出することを通じて、本格的な回復軌道に乗せる必要。

○　政府は、日本銀行と一体となって、デフレを終結させることに全力を注いでいく必要。

○　このため、財政運営戦略と一体のものとして、新成長戦略を実行することで、2020 年度までの平均で名目 3%、実質 2%を上回る成長を目指す。

５．社会保障の再構築

○　社会保障の強化は、国民の安心を確保し消費を喚起するとともに、雇用創出を通じて成長をもたらす効果が大きい。

○ 国民の信頼にこたえられる持続可能な社会保障制度を再構築するため、国、地方、事業主、利用者本人が適切に役割分担し、社会保障制度を社会全体で支える。
○ 社会保障分野における選択と集中を進め、消費や雇用の拡大等、経済成長に資する施策に重点化。
○ 充実したサービス提供のために規制を見直すとともに、国民が分担する費用が過大にならないよう、無駄の排除を徹底し、効率的な制度を構築。

6. 新政権の財政運営戦略

○ 徹底した歳出見直しに加え、税制の抜本的な改革を進め、安心の確保と成長に必要な歳出を国民全体で分担。国民に将来への明るい希望を示し、デフレが続いていくという意識を払拭し成長を促進すると同時に財政健全化も図る、新たな発想に立った財政運営。
○ 今後、どこまで歳出削減を行うのか、どのように抜本的な税制改革を行い財源を確保していくのか、強い政治の意思によって、国民に対して早期に選択肢を示し、改革を実施。

⇒「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」を一体的に実現

Ⅱ. 具体的な取組

慎重な経済見通し、景気変動に対する柔軟性、市場との対話に留意

1. 財政健全化目標

(1)収支(フロー)目標

① 国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)
- 遅くとも 2015 年度までに赤字対GDP比を 2010 年度から半減
- 遅くとも 2020 年度までに黒字化

② 国の基礎的財政収支:上記と同様の目標
③ 2021 年度以降も、財政健全化努力を継続

(2)残高(ストック)目標

2021 年度以降において、国・地方の公債等残高の対 GDP 比を安定的に低下させる。

(3)進ちょく状況の公表・検証等

内外の経済の重大な危機等により目標の達成等が著しく困難と認められる場合には、達成時期等の変更等の適切な措置。

2. 財政運営の基本ルール

(1)財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)

歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により安定的な財源を確保。

（2）財政赤字縮減ルール

収支目標達成のため、原則として毎年度着実に財政状況を改善

（3）構造的な財政支出に対する財源確保

構造的な増加要因である経費は安定的な財源を確保。

（4）歳出見直しの基本原則

特別会計を含め全分野の無駄の排除を徹底し思い切った予算の組替え。

（5）地方財政の安定的な運営

財政健全化は国・地方が相協力しつつ行う。国は、地方の自律性を損ない、地方に負担を転嫁するような施策は行わない。

3．中期財政フレーム

（1）強い経済・強い財政・強い社会保障の一体的実現に向けて

平成 23 年度からの 3 か年は強い経済・強い財政・強い社会保障を一体的に実現する第一ステージ

（2）歳入・歳出両面にわたる取組

①国債発行額の抑制

平成 23 年度の新規国債発行額は、平成 22 年度予算の水準（約 44 兆円）を上回らないものとするよう、全力をあげる。それ以降も着実に縮減させることを目指し、抑制に全力をあげる。

②歳入面での取組

個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定。財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保。

③歳出面での取組（平成23～25年度）

・「基礎的財政収支対象経費」（国の一般会計歳出のうち国債費等を除いたもの）について、前年度当初予算の同経費の規模（「歳出の大枠」）を実質的に上回らないこととする。

・ 地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成 22 年度と実質的に同水準を確保。

・ 経済・財政・社会保障の一体的強化策の実施等のため新たな制度改正による恒久的な歳入増が確保された場合等には、国債発行額の抑制の規律の範囲内で、歳入増の範囲内の金額を「歳出の大枠」に加算可能。

（3）中期財政フレームに基づく各年度の予算編成

各閣僚別の概算要求枠の範囲内で優先順位をつけて要求

（4）中期財政フレームの改訂

毎年半ば頃、翌年度以降 3 年間の新たな中期財政フレームに改訂

財政運営戦略

平成２２年６月２２日
閣　議　決　定

Ⅰ．基本的な考え方

１．経済・財政の現状

総じて我が国の経済は、1990 年代初頭のバブル崩壊以降、伸び悩む状態が続いている。経済成長のための政策対応が十分な効果を発揮せず、デフレからも脱却できなかったため、過去 10 年間、景気実感に近い名目値ではマイナス成長と、OECD 諸国の中で最低の水準にとどまっている。

一方で、財政は、歳出が税収等を大きく上回る状態が恒常的に続き、過去 20 年間で我が国の国債残高は約 470 兆円増加している。

その要因を考えるために、これまでの我が国の財政の推移を見れば、

- 1990 年頃には、バブルによる一時的な税収の大幅増により財政収支が大きく改善したが、バブル崩壊以降、度重なる減税や、景気低迷が長く続いた結果、過去 20 年間で約 210 兆円の税収が消え去り、その分の国債残高の増加につながった。
- また、過去 20 年間、不況対策としても行われた公共事業の拡大は、効率的な投資でなかったため、必ずしも成長に寄与せず、約 60 兆円の国債残高の増加（注）につながり、こうした債務残高の累増が財政政策上の選択肢を狭めていくこととなった。
- さらに、90 年代からの高齢化の進展による社会保障費の増大は、過去 20 年間で約 150 兆円の国債残高の増加につながり、財政悪化の大きな要因となっている。

（注）過去 20 年間の公共事業の拡大による国債残高の増加分は約 60 兆円であるが、この間の公共事業費の累積額は約 200 兆円に上る。

財政状況が深刻さを増してきているにもかかわらず、改善を先送りできたのは、長期金利が上昇しなかったことが大きい。その背景には、豊富な国内貯蓄の存在や、長引くデフレ・景気低迷を反映した企業部門における資金需要の減少、家計・銀行・公的セクターなどによる国内における安定的な国債保有構造といった、我が国独特の要因がある。

しかしながら、こうした環境にいつまでも安住していられるわけではない。高齢化による貯蓄率の低下というマイナス要因

は、今後大きくなっていくと見込まれる。また、今後景気の回復が続けば、設備投資の活性化等により、企業部門の資金需要は回復していくことになり、これ自体は経済に必要なことであるが、他方で国債金利の上昇にもつながることとなる。

２．財政破綻リスクへの断固たる対応

ギリシャ等において財政不安が著しく高まるなど、公的債務のリスクに対する内外の市場の目は厳しさを増している。

我が国財政は、税収が歳出の半分すら賄えず、国及び地方の長期債務残高も今年度末には対ＧＤＰ比 181%（うち普通国債、地方債、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の合計である公債等残高は 171%）に達し、OECD の統計においては純債務残高も本年末にはＧＤＰ比で 100%を超え、さらに、これらは拡大し続けると見込まれている。

このような状況を放置して、ギリシャ等のように、国債市場における我が国の信認が失われ、その結果、金利が大きく上昇し、財政が破綻状態に陥るようなことがないようにしなければならない。仮に、そのような状態になれば、言わば国としての財政自主権が失われ、また、社会保障等の公共サービスの水準が大きく低下し、我が国経済や国民生活に多大な悪影響が生じることとなる。

しかし、悲観する必要はない。国債市場から強制されることなく、我々が自主的に対応できる今のうちに、なぜこれまで我が国の経済が低迷し、財政の悪化が続いてきたのか、その原因を正確に把握し、政治の強いリーダーシップによって改革に取り組めば、我が国は十分に立ち直ることができる。まだ間に合うし、間に合わせなければならない。

こうした認識の下に、新政権は、「財政運営戦略」と「新成長戦略」を一体のものとして国民に提示し、その実現に向けて全力を尽くしていく。

３．過去からの教訓

（１）非効率な公共投資

教訓の第一は、予算の使い途についてである。これまで、膨大な赤字を積み重ねて財政出動を行いながら、その成果を持続的な経済成長につなげることができなかった。これは、我が国では昨年秋の政権交代まで、長い期間ほぼ切れ目なく同じ政権が続いたため、硬直化した歳出構造の改革が進まず、新たな雇

用と成長に結びつかない分野への支出を続けてきたためである。

日本が発展段階にあった80年代前半までは、需要不足を考える必要はなく、企業支援や生産力増強を目的とする社会資本整備（鉄道や高速道路）が高い投資効果を上げ、そのまま経済成長につながった。しかし、基礎的なインフラが整備され、十分な供給力を持った90年代以降は、従来型のインフラへの投資効率も低下する一方で、供給力に比べて需要が不足する状況となった。過去の政権はこのような社会構造・経済構造の変化を理解せず、将来の成長産業を育てる明確な意思のないまま、既存分野へのばら撒きを続けてきた。不況対策の名の下、財政出動として行われた非効率な公共投資の拡大は、成長にも国民生活の向上にもつながらず、巨額の財政赤字が積み上がる一方で、地域はますます活力を失うという悪循環に陥った。

現在のように民間活動だけでは十分な需要が生じない状況では、政府の経済政策の基本は、直接国民生活の質向上につながるモノ・サービスの提供による需要拡大策に舵を切る必要がある。特に、今後、高齢化の進展によって一層必要性の増す社会保障などにおいて重点的な投資を行うことにより、財政資金の有効活用も図りつつ、新たな需要や雇用を創出していくことができよう。しがらみを脱し、大胆な予算の使い途の見直しとメリハリ付けを行っていく必要がある。

（２）歳入確保策の欠如

教訓の第二は、必要な歳入改革を怠ってきたことである。

我が国の近年の主な税制改革は、少子高齢化社会に対応するため、社会共通の費用を広く薄く分かち合うという考え方の下、直接税中心の税体系から、所得、消費、資産等のバランスのとれた税体系へ、という考え方を基本としてきた。

しかし、実際には、急速な高齢化の進展により社会保障財源の強化が必要であったにもかかわらず、安定的な財源を確保するための税制改革が先送りされ、これに景気が低迷する中での度重なる減税や税収減が加わり、税収基盤が著しく弱体化した。

財政の大きな役割は、政策実施に必要な費用を国民の間で分担し、実施される政策を通じて富の再分配を図ることである。租税により必要な財源を確保し、それを適切に活用すれば、総体としては国民に多くの便益をもたらすとともに、経済成長にもつなげることができる。しかし、我が国においては、政府の予算の使い途に対する国民の不信感があったことや、政治の果断なリーダーシップの欠如のために、財源確保のために必要な

改革が実施されず、負担の先送りが続けられてきた。その結果、毎年度、多額の借金を積み重ねる状態が続く状況の下で、国民の将来への不安は増幅し、今や、そうした不安が景気回復に対する重しともなっている。

４．新たな成長戦略の実行

我が国経済は、長期間デフレに悩まされてきたため、景気の回復局面においても国民に回復の実感がなく、また、名目値で見た税収もあまり増加せず、財政収支が悪化した。

また、過去の政権が残してきた不必要な規制・制度による束縛や、選択と集中の欠如のために、医療、介護、保育を始め様々な分野において、国民が必要性を強く感じているにもかかわらず本来の需要が実現されてこなかった。さらには、これまで発掘が不十分であった海外の需要もある。

①環境・エネルギー分野、②医療・介護・健康分野、③アジアに関する分野、④観光・地域活性化分野、⑤科学・技術・情報通信分野、⑥雇用・人材分野、⑦金融分野等において、規制・制度の改革等により新たな需要を生み出し、市場や雇用を創出することを通じて、我が国が本来有する成長力を発揮させ、日本経済を本格的な回復軌道に乗せる必要がある。また、国民が必要と感じている社会保障・福祉のサービス給付等を強化すると同時に、国民にその分担（税・保険料）を求める政策パッケージが需要や雇用を拡大する効果を持つことを踏まえ、経済・財政・社会保障の一体的強化の観点から、新たな歳入増を主要財源とし、需要・雇用創造が期待される分野の歳出に充てる一体的強化のための政策パッケージなどの政策の検討を進める。さらに、政府は、日本銀行と一体となって、デフレを終結させることに全力を注いでいく必要がある。

また、我が国経済は、現在、大きな需給ギャップを抱え、全体として供給力が成長の制約になっているわけではない。しかし、今後需給ギャップが解消すれば、供給面における成長制約の可能性が高まっていくと考えられる。そのため、高齢者、女性、若者等が就業や起業をしやすい環境の整備、人的資本の形成、イノベーションの促進等の政策を税財政も含めて推進していく必要がある。

こうした観点から、財政運営戦略と一体のものとして、新成長戦略を実行することで、2020 年度までの平均で名目３％、実質２％を上回る成長を目指す。

５．社会保障の再構築

安定した社会保障制度は、国民の安心と希望を確保する礎である。これまで、社会保障は負担面ばかりが強調され、経済成長の足を引っ張るものとみなされる傾向があったが、新政権はそのような立場には立たない。社会保障の強化により、国民は安心してお金を消費に回すことができるようになる。また、社会保障には雇用創出を通じて成長をもたらす分野が数多く含まれている。

少子高齢化の進展等に伴い、今後、増大する支出の財源を安定的に確保し、国民の信頼にこたえられる持続可能な社会保障制度を再構築していかなければならない。そのためには、国、地方、事業主、利用者本人それぞれが適切に役割分担を行い、社会保障制度を社会全体で支えていく必要がある。

その中で、増大する社会保障関係の支出を経済成長に効果的につなげていく取組が求められる。

このため、社会保障分野における選択と集中を進め、例えば現金給付から雇用創出効果のある現物給付に重点を移すなどにより、消費や雇用の拡大等、経済成長に与える効果の高い施策に資源配分を重点化していくことが重要である。

こうした社会保障関係の施策を実施する場合は、制度への安心感・信頼感を高め、維持するために、その財源は、国債発行によるのではなく、安定的な財源を確保する必要がある。

また、国民に充実したサービスを提供するために規制の見直しを行うとともに、国民が分担する費用が過大なものとならないよう、無駄の排除を徹底し、効率的な制度を構築する必要がある。

６．新政権の財政運営戦略
－国民の安心と希望のために－

医療、介護、保育といった分野に対して必要な資金投入を行い、それを雇用の創出と経済成長へつなげていくことが望まれるが、その財源を安易に国債発行によって調達することは、国民の安心や市場の信認を高め、維持することにはつながらない。そもそも、これほど債務残高が累増している中で、国債発行に依存し続ける財政運営は維持不可能であろう。

我が国の財政の効率性を高めていくためには、徹底した無駄の削減と予算の使い途の大胆な見直しは当然行わなければならない。思い切った歳出改革を行い、徹底的に歳出を見直して必要な財源を確保していくことが、まず何よりも必要である。ま

た、「新しい公共」の下、国民のためのサービスを市民、企業、ＮＰＯ等が提供していくことは、国民の満足度、幸福度を高めることになるとともに、結果として歳出の削減にもつながりうる。

しかし、公共サービスの縮減につながる歳出削減に限界を感じる国民もいるだろう。

そうであれば、必要な費用を国民の間で分担する、という考え方に立ち、勤労世代の減少と高齢者の急増という人口構造の変化も見据えながら、著しく弱くなってしまった税収基盤を速やかに回復していくことが必要となる。すなわち、政権交代を機に、これまで成し得なかった税制の抜本的な改革を進め、安心の確保と成長につながる分野の歳出を国民全体で分担するとともに、これまであまりにも拡大した国債発行を減らしていく。

このような大きな視野に立った歳入・歳出改革を行うことにより、国民に将来への明るい希望を示し、「デフレが続いていく」という意識を払拭して成長を促進すると同時に財政健全化も図っていく。今、我々に求められているのは、このような新たな発想に立った財政運営ではないか。こうした方向性を、これからの選択肢として考えていくべきである。

現在の巨大な歳出と歳入のギャップや、今後の更なる高齢化の進展等に伴う支出の一層の増大を踏まえれば、場当たり的な対応では限界があることは明らかである。今後、どこまで歳出削減を行うのか、どのように抜本的な税制改革を行い財源を確保していくのか、逃げることなく、強い政治の意思によって、国民に対して早期に選択肢を示し、改革を実施しなければならない。

こうした改革を通じて財源基盤を確保し、持続可能な財政・社会保障制度の構築や生活の安全網（セーフティネット）の充実を図ることが、雇用を創出するとともに、国民の将来不安を払拭し、経済成長の礎となる。経済活性化、財政健全化、社会保障の確立は一体の関係にある。経済成長による税収は財政健全化のために不可欠であり、他方、経済成長のためには、財政の持続可能性の確立が必須である。また、社会保障は財政の最大支出項目であるとともに、重要な成長分野であり、その確立によって、国民は消費を拡大することが可能になる。「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的な実現を目指す、こうした取組こそが、新政権の「財政運営戦略」である。

Ⅱ．具体的な取組

上記の基本的な考え方に立ち、財政健全化に向けて、下記の具体的な取組を行っていくこととする。
その際、以下の点に留意する。

① 政府は、新成長戦略の目標とする経済成長率を達成するために全力を尽くす。一方、財政健全化の道筋を示すに当たっては、慎重な経済見通しを前提とすることを基本とすべきである。そうすることにより、財政健全化の道筋の信頼性を高めるとともに、もし高い経済成長が実現すれば、財政収支の更なる改善という大きな果実を国民は手にすることができる。

② 財政運営は、常に、客観的な経済見通し及び経済・財政の展望を踏まえつつ、当面及び中長期の経済運営と一体的・整合的に行っていくことが必要である。過去、過度に硬直的な財政再建計画は結果的に頓挫（とんざ）してきた。こうした轍（てつ）を踏むことのないよう、財政健全化への取組は、景気変動に対する柔軟性を有するべきである。

③ 最近、ギリシャ等において財政不安が著しく高まるなど、公的債務のリスクに対する内外の市場の目は厳しさを増している。我が国の財政運営に対する市場の信認を確保するため、財政健全化への取組は正直であることを第一とし、国の会計間の資金移転、赤字の付け替え等に安易に依存した財政運営は厳に慎む。また、市場との対話を重視した国債管理を強化するとともに、財政規律に対する政府の強い意思を内外に向けて発信する必要がある。

１．財政健全化目標

（１）収支（フロー）目標

残高目標を達成するために、以下のとおり、収支の改善を図ることとする。

① 国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）について、遅くとも 2015 年度までにその赤字の対ＧＤＰ比を 2010 年度の水準から半減し、遅くとも 2020 年度までに黒字

化することを目標とする。

② 国の基礎的財政収支についても、遅くとも 2015 年度までにその赤字の対ＧＤＰ比を 2010 年度の水準から半減し、遅くとも 2020 年度までに黒字化することを目標とする。

③ 2021 年度以降も下記（２）の残高目標にかかる達成状況を踏まえつつ、財政健全化努力を継続する。

（２）**残高（ストック）目標**

2021 年度以降において、国・地方の公債等残高の対ＧＤＰ比を安定的に低下させる。

（３）**進ちょく状況の公表・検証等**

当面の経済見通しや中長期の経済・財政の展望を踏まえつつ、毎年度の予算概算決定後遅滞なく、各種財政指標の最新の状況と、財政健全化目標の達成へ向けた進ちょく状況等を検証し、公表する。

なお、内外の経済の重大な危機その他の事情により財政健全化目標の達成又は財政運営の基本ルールの遵守が著しく困難と認められる場合には、財政健全化目標の達成時期等の変更や財政運営の基本ルールの一時的な停止等の適切な措置を講じるものとする。こうした措置を講じる場合は、措置を講じる理由、措置の内容・規模等を示した上で改めて閣議の決定を経るとともに、遅滞なく、財政健全化の経路へ復帰する道筋を示すものとする。

２．財政運営の基本ルール

各年度の予算編成及び税制改正は、以下の基本ルールを踏まえて行うものとする。

（１）**財源確保ルール（「ペイアズユーゴー原則」）**

歳出増又は歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、原則として、恒久的な歳出削減又は恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保するものとする。

（２）**財政赤字縮減ルール**

上記の収支目標を達成するため、景気循環の状況等の要因も踏まえ、原則として国債発行額の縮減や国債依存度の引下げ、基礎的財政収支の改善など毎年度着実に財政状況の改善が図られるよう、国の予算編成を行うものとする。

（３）構造的な財政支出に対する財源確保

年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費に対しては、歳入・歳出の両面にわたる改革を通じて、安定的な財源を確保していくものとする。

（４）歳出見直しの基本原則

特別会計を含む全ての歳出分野における事務及び事業について、その内容及び性質に応じ、必要性、執行の効率性等の観点から不断の見直しを行うことにより、歳出の無駄の排除を徹底し、思い切った予算の組替えを行う。

歳出の無駄の排除に資するため、事務及び事業の執行状況の的確な把握及び開示により、執行状況の透明性の確保を図る。

（５）地方財政の安定的な運営

財政の健全化については、まず、国が本戦略に則り改革に取り組んでいくことはもとより、公経済を担う国及び地方公共団体が相協力しつつ行うことが必要である。地方公共団体に対し、上記の国の財政運営の基本ルールに準じつつ財政の健全な運営に努めるよう要請するとともに、国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

３．中期財政フレーム

財政健全化目標の達成に資するため、経済・財政の見通しや展望を踏まえながら複数年度を視野に入れて毎年度の予算編成を行うための仕組みとして、以下のように、平成 23 年度から平成 25 年度を対象とする中期財政フレームを策定する。

（１）「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の一体的実現に向けて

平成 23 年度からの３か年は、「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的実現に向けて始動する「第一ステージ」と位置付けられる。この目標の実現を財政面から裏付けていくことが、中期財政フレームの基本となる考え方である。

こうしたことから、歳入・歳出両面にわたる取組として、①国債発行額の抑制、②抜本的な税制改革、③基礎的財政収支の改善目標の達成に向けて取り組む。

（２）歳入・歳出両面にわたる取組

①国債発行額の抑制

財政健全化目標を確実に達成するとともに、財政健全化への積極的な姿勢を市場に向けて発信し、市場の信認を確保する観点から、平成 23 年度の新規国債発行額について、平成 22 年度予算の水準（約 44 兆円）を上回らないものとするよう、全力をあげる。それ以降の新規国債発行額についても、財政健全化目標の達成へ向けて着実に縮減させることを目指し、抑制に全力をあげる。

このため、歳入・歳出両面における最大限の努力を行う。

②歳入面での取組

個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定することとする。こうした税制の改革により、財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。

租税特別措置については、平成 22 年度税制改正大綱の方針に沿ってゼロベースから見直すこととする。

新たに減収を伴う税制上の措置については、それに見合う新たな財源を確保しつつ実施することを原則とする。

③歳出面での取組

財政健全化目標の達成に向けて、平成 23 年度から平成 25 年度において、「基礎的財政収支対象経費」（国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの）について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模（これを「歳出の大枠」とする。）を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。

このうち、平成 23 年度以降の「経済危機対応・地域活性化予備費」１兆円の取扱いについては、現段階では景気状況を見通し難いことから、予算編成過程において検討することとする。

なお、２．（５）の基本ルールを踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成 22 年度の水準を下回らないよ

う実質的に同水準を確保する。

歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賄うこととする。

この場合、歳出削減について過度に硬直的な対応となることがないよう、税制改革等歳入面での取組と連携した対応を確保することが重要である。「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的実現の観点から、需要・雇用創造が期待される分野を始めとする一体的強化のための政策パッケージ等の施策の新たな実施等に関連して新たな制度改正による恒久的な歳入増が確保された場合等には、上記①の国債発行額の抑制に関する規律の範囲内で、この恒久的な歳入確保額に相当する金額の範囲内の金額を、上記の「歳出の大枠」の額に加算することができる。確保された歳入が一時的なものである場合には、国債発行額の抑制に活用するものとする。

（注）平成 23 年度以降の「基礎的財政収支対象経費」の内訳となる各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て、決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改正等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。

（３）中期財政フレームに基づく各年度の予算編成

概算要求段階での予算の組替え等に資するよう、毎年度、予算編成の基本理念や経費の性格にも留意しつつ、中期財政フレームと整合的な各閣僚別の概算要求枠を設定する。各閣僚は、「査定大臣」として、この概算要求枠の範囲内で優先順位をつけて、積極的な予算の組替え・歳出削減を行い、要求することとする。

なお、各閣僚は、行政刷新会議における事業仕分けの結果等を踏まえ、概算要求等を行うこととする。

また、各閣僚は、新成長戦略における政策の優先順位の判断基準等を踏まえ、既存施策を大胆に見直し、成長に資する施策への重点化を行う等により予算を組み替え、概算要求等を行うこととする。

要求後の予算編成過程においても、各閣僚は、積極的に要求を見直し、歳出削減に取り組むこととする。

（４）<u>中期財政フレームの改訂</u>

平成 23 年半ば頃、当面の経済見通しや中長期の経済・財政の状況と展望を踏まえつつ、中期財政フレームの改訂を行い、平成 24 年度から平成 26 年度までを対象とする新たな中期財政フレームを定める。以後同様に、毎年半ば頃、中期財政フレームの改訂を行い、翌年度以降３年間の新たな中期財政フレームを定める。各年度に策定した中期財政フレームに沿って、翌年度の概算要求・予算編成を行うものとする。

改訂に際しては、既存の中期財政フレームで定められている２か年度分の歳入・歳出両面にわたる取組は原則として維持するものとし、新たに追加する年度の歳入・歳出両面にわたる取組についても、財政運営の基本ルールと整合的に定めるものとする。

別紙

平成 23～25 年度における「基礎的財政収支対象経費」

（単位：兆円）

	歳出の大枠		
	23 年度	24 年度	25 年度
基礎的財政収支対象経費（注 1）（22 年度 70.9）	71（注２、３）	71（注２、３）	71（注２、３）
うち経済危機対応・地域活性化予備費等（22 年度 1.0）	1.0（注４）	1.0（注４）	1.0（注４）

（注１）「基礎的財政収支対象経費」は、一般会計歳出から国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの

（注２）一体的強化のための政策パッケージ等の施策の新たな実施等に関連して新たな制度改正による恒久的な歳入増が確保された場合等には、国債発行額の抑制に関する規律の範囲内で、この恒久的な歳入確保額の範囲内の金額を上記の「歳出の大枠」の額に加算することができる。

（注３）平成 23 年度以降の「基礎的財政収支対象経費」の内訳となる各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て、決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改正等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。

（注４）平成 23 年度以降の経済危機対応・地域活性化予備費の取扱いについては、予算編成過程で検討。

「議論の中間的な整理」の要約

平成２２年６月２２日
専門家委員会委員長　神野　直彦

専門家委員会は、税制調査会の要請を踏まえ、「80 年代以降の内外の税制改革の総括」のテーマについて、３月から４月にかけて議論を行った。以下は、各委員から出された意見等をもとに、委員長の責任において、議論の概要をまとめたものである。審議の時間が限られていたことから、概括的な議論が一巡した段階であり、各論点について議論を尽くせているわけではないことに留意いただきたい。

１．80 年代以降の内外の主な税制改革とその評価

（１）海外における 80 年代以降の主な税制改革について

○　海外の主要先進国においては、

①　欧州では、1970 年前後という早い時期より、高齢化の進展などに伴う福祉国家化や財政赤字削減の観点から、所得課税の税収規模を維持しつつ、付加価値税の創設・税率引上げなどによって、財源調達機能（「税収力」）と税・社会保障を通じた再分配機能の維持・強化を図ってきている。

②　他方、アメリカについては、連邦税制において所得課税を中心とした税制が維持されているが、これは欧州諸国と比較して高齢化が進んでおらず、また公的社会保障の比重が相対的に低いことが背景にあると考えられる。また、連邦と州の関係もあり、付加価値税は導入されていない。

（２）我が国における 80 年代以降の主な税制改革について

○　我が国の 80 年代以降の主な税制改革の基本的な考え方は、少子高齢化社会に対応するため、社会共通の費用を広く薄く分かち合うという考え方の下、直接税中心の税体系から、所得・消費・資産等のバランスのとれた税体系へというものであった。

○　ところが、実際には、近年、我が国経済の成長率が長期にわたり低い水準で推移する中で、

①　歳入面では、所得税などの度重なる減税や景気後退などにより税収が減少する一方、

②　歳出面では、急速に高齢化が進んだことにより社会保障支出が一貫して増加し、

この両方の構造的な要因により我が国財政は危機的な状況に陥り、現政権に引き継がれた債務残高は主要先進国に例のない水準となっている。フローベースでも、平成 22 年度予算において、当初予算ベースで戦後初めて税収が公債発行額を下回るなど、我が国の税収力は著しく弱く、財政赤字の大きさは深刻な事態にある。

○　税による再分配機能については低下してきている。他方、税に社会保障も併せた再分配機能は上昇してきているが、これは財政赤字に頼って実現されている面がある。

２．税制抜本改革を進める上での課題と考え方

（１）税収力の回復――破綻を回避し、安心と活力のある社会を実現するために

○　国民が安心して暮らせる活力のある社会の実現は政府の重要な役割である。そして、租税とは、「支え合う社会」を実現するために必要な費用を国民が分かち合うものである。

○　現在の危機的な財政状況を放置すれば、欧州の一部で生じているようなマーケットを通じた国債の信認低下や金利の急激な上昇を招き、財政がさらに悪化して政策の自由度が制限されるだけでなく、社会保障をはじめとする公共サービスの実施が不可能になるという最悪のシナリオも想定しうる。また、金利の上昇が個人・企業の債務負担の増加や民間設備投資への悪影響をもたらす懸念もある。そして、これらを通じて国民生活や経済全般に重大な影響が及ぶおそれがある。さらに、財政赤字は将来世代への負担先送りを意味し、世代間の不公平が拡大する原因ともなる。

○　前政権から引き継がれたこうした負の遺産の解決を図り、国民が安心して暮らせる活力のある社会を実現するためには、政権交代を機に、現政権において、無駄の削減などの歳出の見直しと併せ、税収力を回復することが急務となっている。そのためには、実際に相当程度の増収に結びつくよう、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等の税制全般にわたる税制の抜本的な改革を行って、「支え合う社会」の実現に必要な費用を国民の間で広く分かち合う必要がある。

（２）再分配機能の回復

○　国民が安心して暮らせる社会を実現するためには、格差の拡大とその固定化を食い止めることが重要な課題であり、社会保障制度と併せて、税制の再分配機能の回復を図ることが重要な課題である。

○　このため、所得や資産に対する課税において、累進構造を回復させる改革を行って、税制の再分配機能を取り戻す必要がある。

○　なお、給付を含めた税財政の再分配機能を真に発揮させるためには、税収力の回復を同時に図ることが必要である。それを怠り、再分配を財政赤字を増やす形で行えば、現在の世代と将来世代との間の不公平感・格差の拡大につながるおそれがある。

（３）将来の人口構造と社会保障制度の安定的な財源確保

○　支え合う社会を実現するに当たり、税制による再分配には自ずと限界があり、社会保障制度を通じた再分配の役割が重要である。したがって、それを支える安定的な財源を確保するための税制改革が急務である。

○　高齢者の急増、勤労世代の減少という将来の見通しを踏まえると、勤労世代に偏って負担を求めるのは困難であり、社会で広く分かち合う消費税は重要な税目であると考えられる。

（４）経済成長と税制

○　経済成長と国民負担率の関係については、先進国の傾向を見てみると、近年において、経済成長率が高い国の中には、国民負担率が低い国もあれば高い国もある。

○　我が国については、税収力を回復し、持続可能な財政・社会保障制度の構築やセーフティネットの充実を図ることによって、国民の将来不安が解消され、家計が消費を増やすといったプラスの効果が期待される。セーフティネットの確立、経済活性化、財政健全化は一体の関係にあり、税制抜本改革の実施により、「強い社会保障」を「強い財政」で支え、「強い経済」を目指すという好循環を促す必要がある。

○　経済のグローバル化との関係では、近年の新興市場国の台頭等を背景に、税制を国際競争力の観点からさらに議論すべきとの意見と、税負担と国際競争力とを安易に結びつけて議論すべきでないとの意見の両論があった。また、法人税率の引下げを行う場合、課税ベースの拡大と併せて実施すべきである。

（５）地域主権を確立するための税制

○　国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すことが必要である。

○　社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。

（６）納税者の納得・理解

○　税制抜本改革を進める上では、納税者の納得・理解が重要であり、税制の公平感の再構築や課税逃れ防止、所得の正確な捕捉等が必要である。

○　格差の是正、公正性の追求という観点から、所得の高い者に対しより負担を求めるというメッセージを出すことは重要である。

○　消費税の使途について、社会保障と関連付けて理解を求めることが重要である。

（７）全体として整合性のある税制抜本改革

○　税収力の回復と社会保障の安定財源確保、税の再分配機能の回復及び地域主権の確立のための税制の構築を図り、セーフティネットの確立、経済活性化、財政健全化の好循環を促すためには、納税者の納得や理解を得て、全体として整合性のある税制の抜本的な改革を考える必要がある。

○　そのためには、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等の税制全般を見直す必要がある。

○　特に、高齢化が進み人口構造が変わる中で消費税を重視する方向で国民により幅広く負担を求める必要がある一方、再分配等の観点から累進性のある所得税に一定の役割を担わせる必要があり、税体系上、両者は車の両輪としてそれぞれの役割を担うべきである。

○　納税者の納得や理解を得るためには、税制をどう改革するのかを、スケジュールとともに国民に明示すべきである。